

御殿場市長
様

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、御殿場市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

1. 相談員数の維持・充実に要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、御殿場市の 1 日当たりの相談員数は 3 人であると同様です。全国的にも、御殿場市のような人口規模で常時 3 名の相談員を配置しているところはなく、たいへん先進的であると評価しております。今後もこのレベルを維持・充実できるように、ご尽力いただきたいと思います。

2. 消費生活講座の充実に要望いたします。

御殿場市では、悪徳商法講座を開催し、消費者への啓発事業強化を図るとの方針だと伺っておりましたが、平成 21 年度では、消費者被害防止啓発異動講座が 54 回、平成 22 年度では 38 回と減少しております。しかし、10 年前と比較すると、平成 12 年度の講座回数は 6 回であったため、大幅に増加していることは確かであります。多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めさせ、また、消費者行政の担い手を育成するためにも、今後の講座回数の増加と内容の充実に要望いたします。

3. 消費者団体の育成に要望いたします。

御殿場市には消費者団体があると同様ですが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。